

自宅で確定申告ができます！ ～パソコンやスマホを使って電子申告（e-Tax）～

- ・平日は仕事で申告会場へ行けない・・・
- ・申告会場は混雑して待ち時間が長い・・・



「マイナンバーカード」または「ID（利用者識別番号）」とパスワードがあれば、自宅のパソコンやスマホで確定申告ができます！

※スマホ申告は、対応機種や所得項目等が限られていますので事前にご確認ください。

※ID・パスワード方式は事前に税務署へ行き、本人確認をした上で届出が必要です。

STEP1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



税務署に行く手間がかかりません！



確定申告期間中は 24 時間いつでも利用できます！



スマートフォンはこちらから

STEP2 申告書を作成



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP3 e-Tax で送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン

一部の端末のみ

IDとパスワードで送信

重要書類 ID・PW が目印

ID・パスワード方式の届出完了通知 (見本)

ID・パスワード方式に対応した ID・パスワード！

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告書をご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※IC カードリーダライタは税務課にて貸出しております。

【お問合せ】 ☎ 税務課 985-7127

マイナンバーカードの作り方

4つの方法で申請できます。



スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで個人番号通知書のQRコードを読み取る
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが来たら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

※申請者専用WEBサイトのURLが来たら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

事業主の皆さまへ

給与支払報告書の提出は令和4年1月31日(月)までに(厳守)

令和3年中に給与等の支払いを行った各事業主(個人及び法人)は給与支払報告書を上記提出期限までに提出してください。

提出の際は、収入金額、控除金額及び控除対象扶養親族の記入誤りや、前職分の支払金額・住宅借入金特別控除過納額、居住開始年月日等の記入漏れがないようご注意ください。

(※地方税法第317条の6に基づき報告義務があります)

提出場所：久米島町役場 税務課

提出書類：総括表、給与支払報告書(個人明細書)

早めの提出にご協力よろしくお願いします。

お問い合わせ 税務課町民税班 ☎985-7127